

第1500号

AFN-1500

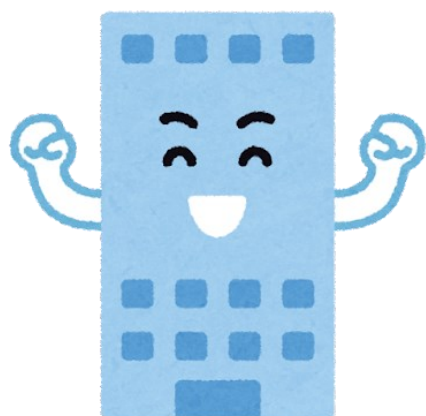
Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2024年 2/5 (月)

『令和6年度税制改正大綱（5） 公益信託制度改革に伴う改正』

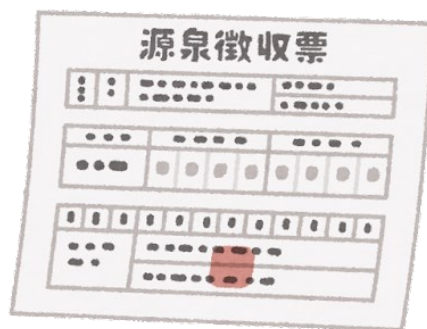
新しい資本主義が掲げる「民間も公的役割を担う社会」を目指し、公益信託制度改革が進められている。公益法人と同等の優遇措置のほか、許可制度を廃止し公益信託の定義・要件及び認可基準を法定一元的な仕組みが整備される。令和5年3月末時点で公益信託は385件、信託財産残高が554億



円で、助成額が年間28億円。【個人所得税】1) 公益信託の信託財産で生ずる所得には所得税を課さない 2) 信託財産とするために支出した一定の寄附金は、寄附金控除の対象とする 3) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置につき、○適用対象に公益信託の受託者を加える ○非課税承認を受けた財産を有する公益信託の受託者が、信託事務を次の受託者又は他の公益法人等に引き継ぐ場合、財産移転の届出書を提出すれば非課税措置が継続される【法人課税】1) 公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用に、委託者及び受託者の段階で法人税を課さない 2) 信託財産とするために支出した一定の寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金とする【消費税及び地方消費税】公益信託の財産に係る取引は、特定収入がある場合の仕入税額控除の調整措置の対象とする

『所得税定額減税の事前広報 財務省・国税庁で順次展開』

財務省・国税庁はこのほど、昨年12月に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」における令和6年分所得税の定額減税について、法案の国会提出前でも、制度の詳細についてできる限り早急に公表する方針のもと、実施要領案の周知・広報を開始した。同省はHP上で、「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」の説明(6頁分)を掲載した。おもな項目は○令和6年分所得税の定額減税の概要(対象者等)、所得金額の上限(1,805万円以下)○特別控除の額(本人3万円、同一生計配偶者等1人につき3万円)○実施者:主たる給与等の支払者のみ○源泉徴収税額からの控除の実施方法:令和6年6月1日において主たる給与等の支払を受ける者を対象として、それ以後直近の扶養控除等申告書の情報に基づき特別控除の額を計算する。控除しきれない部分は、以後令和6年中に支払われる当該給与等から順次控除する。令和7年分の給与収入に係る源泉徴収税額から控除はしない。定額減税しきれない見込者へは、市区町村から各種の給付措置が行われる予定、他。国税庁HPでも、「定額減税の概要について掲載しました」として、事前広報を掲載している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com